

# 令和3年度 住宅用スマートエネルギーシステムの設置補助金制度について

## 1. 住宅用スマートエネルギーシステム設置補助金の目的

安中市住宅用スマートエネルギーシステム設置補助金は、市民の住宅への太陽光発電システム及び定置用リチウムイオン蓄電システムの設置を支援し、地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進及び地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

この補助金は、「安中市住宅用スマートエネルギーシステム設置補助金交付要綱」に基づいて行われますので、申請をされる方は交付要綱をご一読いただき、その内容をご理解の上、手続きを行ってください。

## 2. 補助対象

### (1) 補助対象機器

- 補助の対象となる住宅用太陽光発電システムは、以下に示すとおりです。

#### 【機器要件】

- ① 低圧配電線と逆潮流有りで連系していること
- ② 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計が10キロワット未満の設備であること
- ③ 日本工業規格等で認められていること
- ④ 未使用品であること(中古品は対象外とする)
- ⑤ 太陽電池モジュール本体の機器費用が無償の場合は対象外とする

#### 【補助対象範囲】

太陽電池モジュール、架台、インバータ・保護装置(パワーコンディショナ)、接続箱、電力計、配線・配線器具の購入・据付、設置工事に関する費用

- 補助の対象となる定置用リチウムイオン蓄電システムは、以下に示すとおりです。

#### 【機器要件】

- ① 住宅用太陽光発電システムが設置された住宅へ新たに蓄電池を設置又は住宅用太陽光発電システムとともに蓄電池を設置し、常時住宅用太陽光発電システムと接続していること。
- ② リチウムイオン蓄電池及びインバータ等の電力変換装置を備え、クリーンエネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるものであって、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの。
- ③ 未使用品であること(中古品は対象外とする)

#### 【補助対象範囲】

定置用リチウムイオン蓄電池、附属品等の購入費及び設置工事に係る費用

### (2) 補助対象者

- ① 自ら居住する市内の対象機器を設置していない住宅<sup>※1</sup>に対象機器を設置した者
- ② 建売住宅供給者等から市内にある対象機器(新品に限る。)付住宅を購入し、居住した者

③市民<sup>※2</sup>である者

④市税を滞納していない者

※1「住宅」とは、自ら居住し、その者の住民票に記載されている住所に存する建築物（住居部分が2分の1以上を占める店舗等との併用住宅を含む。）であって、賃貸住宅、別荘等の一時的に使用する建築物を除くものをいいます。

※2「市民」とは住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者をいいます。

### 3. 補助金の交付額

○住宅用太陽光発電システム

1kWあたり1万円、上限5万円。（千円未満切り捨て）

○定置用リチウムイオン蓄電システム

1kWあたり1万円、上限6万円。（千円未満切り捨て）

### 4. 補助金の申請について

(1) 申請受付期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

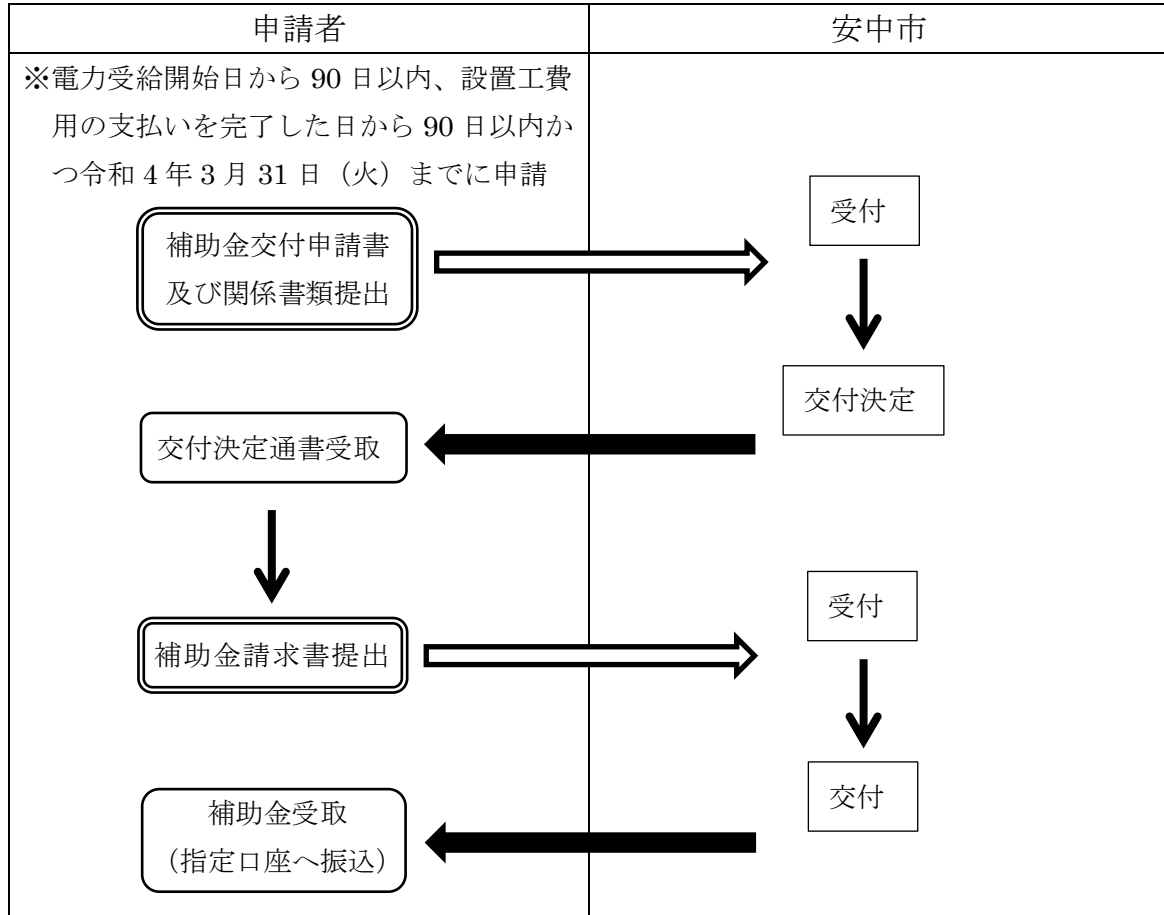
（土日祝日を除く平日午前8時30分～午後5時15分）

※申請期間内であっても、予算額に達した時点で終了となります。

(2) 申請方法

住宅用太陽光発電システムについては、パネル設置工事完了後、電力会社との電力受給開始日から90日以内、定置用リチウムイオン蓄電システムについては、設置工事費用の支払いを完了した日から90日以内、かつ、当該申請をする年度の3月31日までに、補助金交付申請書に必要事項をご記入の上、関係書類を添えて環境政策課窓口まで提出してください（郵送可）。関係書類が揃っていない場合は受付することができません。

**【手続きの流れ】**



**【申請時に必要な関係書類】**

- ① 電力会社との電力受給契約が確認できる書類の写し<太陽光のみ>
- ② 電力購入を開始した日を証する書類の写し<太陽光のみ>  
(購入実績お知らせサービス 等)
- ③ 対象機器の蓄電容量が確認できる書類の写し<蓄電池のみ>
- ④ 太陽光発電システムの設置状況が確認できる書類<蓄電池のみ>
- ⑤ 対象機器の設置工事契約書の写し又は購入契約書の写し
- ⑥ 領収書の写し及び内訳明細書(対象機器の金額内訳が判るもの)の写し
- ⑦ 対象機器の仕様・規格・保証開始日等が判別できる書類(カタログ、仕様書等)
- ⑧ 機器設置写真(対象機器を設置した建物全体写真及び対象機器の設置写真、インバータ・パワーコンディショナー、電力量計)
- ⑨ 住民票の写し(発行日から3箇月以内の世帯全員のもの)
- ⑩ 市税の滞納のないことの証明書(申請者本人のもの)
- ⑪ 対象機器の設置場所の案内図
- ⑫ その他市長が必要と認める書類

## 5. 注意事項

- ・補助金の申請は、1住宅における対象機器につき各1回限りです。
- ・増設の場合は補助対象外となります。
- ・「安中市住宅用スマートエネルギーシステム設置補助金交付要綱」の規定に違反したときは、補助金の全部又は一部の取消し、及び返還を求めることがあります。
- ・補助金の交付を受けた者が、太陽光発電システムをその法定耐用年数(17年)の期間内に処分しようとするとき、また定置用リチウムイオン蓄電システムをその法定耐用年数(15年)の期間内に処分しようとするときは、あらかじめ住宅用スマートエネルギーシステム処分通知書の提出が必要になります。

### ◎郵送提出先

〒379-0192 安中市安中1-23-13  
安中市役所 産業環境部 環境政策課 宛

### ◎問い合わせ先・窓口提出先

安中市役所 産業環境部 環境政策課  
〒379-0133 安中市原市65  
(碓氷川クリーンセンター内)  
電話 027-382-1111 (内線1883)

